

○鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例

平成28年3月25日

鳥取県条例第9号

改正 平成29年3月28日条例第15号

平成31年3月15日条例第6号

令和2年7月3日条例第40号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例をここに公布する。

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、特定個人情報の利用及び提供について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(特定個人情報の利用)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務の処理に必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

3 別表第1の右欄又は法別表第1の下欄に掲げる事務の処理に関し他の条例又は規則その他の規程により書面の提出が義務付けられている場合において、当該書面の提出を受ける者が法又はこの条例の規定により当該書面に含まれる特定個人情報を利用するときは、当該他の条例又は規則その他の規程の規定の適用については、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる機関から同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、規則で定めるところにより、当該特定個人情報を提供することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項、第4条、別表第2及び別

表第3の規定は、規則で定める日から施行する。

（平成29年規則第42号で附則第1項ただし書に規定する規定（別表第2中教育委員会の項及び別表第3中第3欄に別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務を掲げる知事の項の規定を除く。）は平成29年7月18日から施行）

（経過措置）

2 法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。

附 則（平成29年条例第15号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平29条例15・平31条例6・一部改正）

1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務であって、規則で定めるもの
2 知事	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）による心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務であって、規則で定めるもの
3 知事	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって、規則で定めるもの
4 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの
5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの
6 知事	私立の高等学校の専攻科への就学に要する費用の援助に関する事務であって、規則で定めるもの
7 知事	私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務であって、規則で

	定めるもの
8 教育委員会	県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの
9 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）による授業料の徴収に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの
10 教育委員会	鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

（平29条例15・平31条例6・一部改正）

知事	法別表第1の16の項に掲げる事務	療育手帳の交付に関する情報
知事	別表第1の1の項に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報
知事	別表第1の2の項に掲げる事務	生活保護法による保護の実施に関する情報
知事	別表第1の4の項に掲げる事務	法別表第2の65の項第4欄に掲げる情報
教育委員会	別表第1の8の項又は9の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事又は教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報

別表第3（第4条関係）

（平29条例15・平31条例6・一部改正）

知事	教育委員会	別表第1の8の項又は9の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	別表第1の10の項に掲げる事務	法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
知事	公安委員会、 企業局又は病院局	法別表第2の74の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の74の項第4欄に掲げる情報

教育委員会	知事	別表第1の1の項又は法別表第2の26の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報
教育委員会	知事	別表第1の5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
教育委員会	知事	法別表第2（26の項を除く。）の第2欄に掲げる事務	法別表第2（26の項を除く。）の第4欄に掲げる情報